

カトリックの社会事業

聖園イグナチア 大橋みち子
(三)四回生)

カトリックの社会事業について特に調査研究したものと著述するわけではないが、該事業にたずさわっている者の一員として、何か書くようにとの御依頼に応じ筆をとつてみた。

それが極く気軽にお読み頂き度い。尚餘り不足をお見付けになつたら、誰方も御遠慮なく御叱正、御教示頂き度いと予めお願ひ申し上げておく。

一 ソの 理念

「汝等が我がこの最も小さき兄弟の一人に為したる所は事毎に即ち
我に為ししなり」(マテオ二十五の四十)キリストはこう云われ、
隣人に対する愛を神に対する愛と等しきものとされた。

社会事業はもと慈善事業であり、慈善とは愛の事業であつて、キリストこそ愛の最上の実践者であられ、又我等にこれをなすことを
無上の命令とされるのである。

それ故カトリックの社会事業は、社会政策的見地よりながれる國家的社會事業とは全くその理念を異にし「カリタス」CHARITAS

即ちラテン語の「愛」なる語より発し CHARITY 英語の「慈善」に通するものである)[AMOR「愛情」と区別して考えて頂き度い]この文字が示す如く、あくまでも慈悲、博愛、人類愛であつて、宗教心より出て、国境を越え、人種を超えて、何處までもその隣人愛をおし広めてゆくにある。それ故、上から救済するという高慢な態度ではない。又「他人に施すことによつて自分が救われ度いのである。」との見解も誤りである。キリスト信者即ち CHRISTIAN はキリストの模倣者 IMITATIO CHRISTI であり、キリストは「友のために命を捨てるより大いなる愛をもてる者はあらず。」(ヨハネ十五の十三)と云われ御自身人類社会救済のため十字架上に死し給うたのであつた。それ故カトリック信者はこの御言葉、この御模範の通り「友愛」をもつて他人によきことを行う義務がある。換言すればカトリック信者は少なくとも社会事業精神を持たねばならぬのであり、これがカトリック社会事業を推進せしめる根本理念なのである。

二、その歴史

カトリック社会事業の歴史を問えば二千年の昔に遡る。即ち一、九五七年前に誕生され、三十三才でこの世を去られる迄、特に終りの三ヵ年の公生活に於て行い給うたキリスト御自身の事業は悉く愛の事業であった。

常に病者、貧者の友であり、御自ら幾多の齧病者、その他の病者を癒し給い、幾多の盲聾啞者をひらき給うた。

キリストの復活、聖靈降臨後、双葉時代の初代教会に於て早くも使徒達、或は熱心な信者等の中に於て、慈善事業は営まれてをり、それらは聖書中の使徒行録に明記されている。尚又歴代のキリスト教社会史をひもといてみれば必ず各時代に応じた慈善事業がなされていた。

最初のクリスチヤン皇帝（コンスタンチン帝三四〇年死）は「最初の貧民救護組織を建設せしもの」（シャウナー）であつた。

三一一四世紀ベスト流行の折には「不斷に病者をいたわり、何等の恐れもなく、休止もなく、彼等の窮乏を満し、キリストによつて彼等を癒しつつあり、癒されし者の多くは、又他人を介抱して自分の死を顧みざるもの如し。」（原文「ユーゼビヤス七ノ二二」社会愛史五七頁より引用）と記されている。

六世紀までに著しく勃興したものは寺院宿泊所である。之は後の教育院（HOSPITAL）の前身をなすものであるが、最初は巡礼者歓待の場所として設けられ、漸時に信者の増加及び時代的要要求に応じて格段の發展をなし、單に旅人宿泊のみならず、老衰者、傷病者、寡婦乳幼児その他保護を要する者の収容保護を兼ねるものとなつた。

つた。

大聖グレゴリオ教皇は（五四〇—六〇四）慈善事業に特別な心意をそそいた。「ローマの共同宿舎の一隅で一人の貧民が餓死したのを知り、彼は恰も自分の手をもつてこの人を殺したかの如く自ら深く恥じ悲しんだ。」とホチキン博士は録している。

六世紀に於ては修道院制度がベネディクトに依つて統一され、修道者等は最初から慈善行為をその一義務とし、かつて歐洲一帯に齧病者の夥しかつた時など、その活動は目醒ましいものであつたと記録されている。

十三世紀に於てはマ・ホメット教徒の苦役から捕虜を贖う修道会も作られ、或は又「貧民銀行」と云う貧者に貸出をする組織も設けられた。

前記教貧院はその後著しい發展をなし、西ヨーロッパに於ては、キリスト教会の發達と共にその数を増し、アッシュチャーチに依れば十六世紀には英國のみで四五〇以上も存在していたといつ。

十六世紀に現われた聖イグナチオ・ロヨラ（Ignatio, Loyola 1491—1556）は偉大なる社会事業家であつた。彼はローマに於て孤児棄児の保護をし、乞食を更生させ、倫落の淵に沈む婦人達を救い出し保護所を与えた。

更に近くは十九世紀のカトリック社会事業の盛觀である。仏國政府は反宗教的傾向を著しく抱いていたにも拘らず、之を無視することは出来なかつた。

十九世紀から二十世紀にかけて歐米で設立されたカトリック社会事業施設の数は枚挙にいとまなく、利底限られた筆紙にはつくされないところである。

我が國に於ける歴史は、一、九四九年フランチスコ・ザベリオ (Francisco Xaverio 1,506-1,551) がスペインから印度を経て我が國に始めてキリスト教を伝えた日より始まり、高山右近、小西行長、蒲生氏郷、黒田義高、細川忠興夫人等有名なキリシタン大名が出て、その数多の家臣も共に入信し、孤児を養育し、施米、施薬を行う等凡ゆる慈善事業がなされたと文献にある。使し乍ら徳川幕府三百年の禁獄の苦しみの中についたカトリック信者達は相互に深い聖愛の中に生きていたとは云え外的事業を興す術もなかつたらうし、それ以前の記録さえも敵しく長い迫害の間に惜しくも消失してしまつたが、僅かに国外に書き送られた書簡が逆に翻訳されて、当時の模様の幾分を察知することが出来るに過ぎない。

この禁教令が解かれ、明治六年キリスト教が晴れて奉ぜられるようになつてから、先ず最初に配所から生きて帰國することの出来た者は達はその神恩と皇室の御仁慈に感激し、その中には生涯を童貞女として神と人とに奉仕することを決意し、長崎に浦上養育院をたて孤児の養育を開始した者達もあつた。

尚明治五年横浜に初めて上陸したサンモール修道女会は同所に「仁慈堂」という養護施設を設立した。これは後に「童女学院」と改称されたが、明治三十年頃には四百八十名の多数を収容していたという。(詳細は生江孝之著「日本キリスト教社会事業史」に記載)

尚又我が國に於ける最初の療養所は静岡県神山に在る「復生病院」で、明治四十二年我が國に始めて癪予防法が実施され、公的施設が設置されるに先立ち、明治二十二年パリー外国语教師テストヴィイド神父によつて開院された。爾来年を重ねるにつれ、各種の社会事業施設が多く社会事業団体によつて設置経営されて來ている。

(自明治元年)
(至昭和11年)

に示す如くであつた。(これは曾て私が卒業論文に調査したものの中の数字である。)

因に一、九三六年(昭和十一年度)までに行われていた事業は次表に示す如くであつた。(これは曾て私が卒業論文に調査したものの中の数字である。)

事業別 設立年	カトリック社会事業施設・設立年代別・種別表										計		
	児童保護事業		経済保護事業		保健事業		社会化事業		窮屈事業				
	児育	保育	感化	職業教育	授産	宿泊	隣保	院内	院外	病院	診療所		
明治時代	自元-5 6-10 11-15 16-20 21-25 26-30 31-35 36-40 41-45	1 2 3 2 1 3			1				1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 2 4 5 1	3 4 3 1 1 1 2 3 10	1343 4721 3112 1041 23
大正	元-5 6-10 11-15	3	5						4	1 1 1 7 8	19	10	115
昭和	元-5 6-11	1 6	4 13	1	2	1	1	1	4	7			
設立年不明のもの													
合計		22	38	1	4	1	1						

三 そ の 現 態

我が國に於けるカトリック社会福祉事業施設の現況を拾つてみよう。終戦後、我が國の社会福祉事業施設は著しく増加し、その取扱数も戦前・戦中の比ではなく、特に昭和二十二年児童福祉法の制定により児童福祉事業は目醒ましい進展をみたが、その中にカトリック児童福祉施設が量的にも質的にも相当の地位を占めていることは否めない事実である。

厚生省の調査によると全國養護施設の収容児数は昭和三十七年度に於て二二、八四七人であつたが、その中カトリックのそれは四五五一人であり、乳児院に於ては全國二、〇二七人中カトリックに於ては六〇四人の取扱いであつた。

次に示す表は一、九五七年（昭和三十二年度）十二月に集計したもので、実際の施設を観察していないので多少の相違があるかも知れぬがここに掲げてみる。

この表で見る如くカトリック社会事業の特徴は児童福祉施設の設置經營が非常に多いことである。保育所の九十二カ所に次いで養護施設が五十七施設もあり、その年齢的つながりを有する乳児院も十八を数えるということは特筆に値する。これに続いて診療所二十六病院十八、サントリウム八、療養所二で医療事業への貢献が目につく。特に静岡県富士山麓と熊本県筑紫崎の療養所は国立のそれとは異なる清潔高雅な空氣の違うところである。

製表上の便宜より青年寮としたのは、ホステル、女子寮、母子寮をも含み、極く低廉で宿泊食事が出来、尚生活指導、宗教教養講座等も開かれ、児童の世の危険から保護され、しかも楽しい寮舎を意

味する。

特殊婦人施設とは倫落の淵に沈む婦人、要教護少女の保護を行ひ、諸外国に於ける多くの経験をも活かし独特的の技術をもつてこれに当つてはいる。

養老院は十カ所を数え、長い年代を経て順次増加して來た。救濟奉仕団とは隨時貧困者を救済する団体で、聖ヴィンセント・アーパウロ会、曉の星社会福祉事業会、カトリック救濟奉仕団、カトリック・ソシアル・サービス等々である。

これらをカトリック教区別にみると、東京が最も多く、次いで長崎、福岡、横浜の順である。長崎がこのように多くの施設数を有するのは長崎県が最もカトリック信者の多い地方であることと、それが故に保育所が二十八カ所という絶対多数を占めていることによる。

尚ここに民間社会事業労働者として光榮に浴した方々を附記すれば、昭和三年十一月御即位の大礼に御紋章付銀盃を賜わった「浦上養育院」の岩永マキ姉、「復生病院」のドルワール・ド・レゼー神父、「仁慈堂」のクリマノス・ヴエルネ院長、「女子教育院」（養護施設）のヒロメナ・アントニア院長、更に近くは、昭和二十六年四月、その功績顯著なるをもつて藍綬褒賞を賜わった結核療養事業「慈生会」の創立者ヨゼフ・フロジャック神父、各種の社会事業施設を全国各地に設置經營する「聖心愛子会」の聖園テレジア会長等である。

尚優良社会事業施設として、年々宮内庁より、多数の団体が御下賜金を授受している。

四 そ の 特 質

カトリック社会事業施設の特質は、經營主体が概ね修道会である。

カトリック社会福祉事業教區別施設表 (昭和32年現在)

教区名	県名	医療福祉			児童福祉				特殊婦人	養老	奉仕団	授産所	合計	
		病院	診療所	サナトリウム	癡	乳児	養護	精薄						
東京	東京、千葉	1	2	3		5	7	1	9	1	2	1	8	40
福岡	福岡、佐賀		7	1	1		10		13			3	1	36
熊本	鹿児島	1	1				1							3
鹿児島	鹿児島	1	1				1							5
京都	京都、滋賀	1	1	1			1			1				5
奈良	長崎	2	2			2	5		29		2			42
大阪	大阪、兵庫	6	3			3	2		4	4			1	21
和歌山	和歌山													
札幌	北海道	1	1			2	2		2	3				8
仙台	宮城、福島	1	3			6	3		3				1	17
横浜	青森、岩手													
神奈川	長野、梨	1	2	1	1	3	8		7	2				26
静岡	神奈川、山梨													
広島	広島、島根					1	3		11	2			1	18
島根	島根、島根													
宮崎	宮崎、大分					2	5		2			2		11
宮崎	宮崎、大分													
名古屋	愛知、福井	2	1			1	2		4					10
名古屋	岐阜、富山													
新潟	新潟、山形		1	2		1	3		8	1			1	17
秋田	秋田													
四国	愛媛、高知	2	1			1	1							5
四国	徳島、香川													
浦和	埼玉、群馬		1											1
合計		18	26	8	2	18	57	1	92	14	2	10	10	260

修道会とは修道者の團体を指し、修道者（monastic）とは一般信者と異なり社会との交りを絶つて修徳に専念する者の意である。彼等は全く自由意志をもつて「キリストへの愛のために」自発的に、聖悦をもつて、清貧、貞潔、従順の三誓願をたてて生涯を神と人とに捧げつくすのである。

修道者は自ら選択してそこに入会したのであるから、皆同一の精神に生きる者であり、服徒の誓願は一層具体的に実行的にそうちさせる。それ故經營主体が修道会であり、從事者が修道者であるということは、創立者と同一の精神、方針、組織運営方法、処遇が受けつがれてゆく所以である。一般的の私設社会事業がその立派な創立者を失つた後、よき後継者を得られぬため、創立の精神は稀薄となり形式と外觀のみが残り、時としてはその名稱存続さえも遠く消滅し去ることさえ往往にしてあり得るのに対し修道会の經營する事業に於ては以上の理由によりそれが極く稀である。

事実、前記年代表に示す如く、明治初

年以来今日に至るまで約八十年間に設立された諸施設は殆ど閉鎖することなく存続し、黙々として静かな発展をつづけているのである。

第二の特質は奉仕的、精神的、靈的であることである。

「凡ての社会事業が特志的、奉仕的でなく、職業化されなければならない。」と論議され、極論に及んでは奉仕的気持をもつことさえ所謂近代的社会事業に反するかの如く主張する人もあり、広くは民間社会事業全体が、次いで宗教社会事業が、更に狹めてはカトリック社会事業が最も批判的となるのである。

然し乍ら人間の本性が精神的人格的である限り、唯物化され、機械化された処遇に満足出来るものではなくむしろ物的救済に先立つて人格の交流がなされなければならない。

更に予防的社会事業、並びに教化指導の分野を回想する時、官僚的、義務的、職業的に取扱われることが最善の策であるとは考えられない。

彼等は献身的に働き、報酬を求めず、生還を期せず、愛の闘士となる。或は孤児の母と代り、或は貧者の友となり、或は白衣の天使となつて悩める人々の靈肉を撫すべく懸命の努力を擰げる。然り、靈肉の救済である。人間的にみて最悪の場合に於てさえも、尚赫々たる希望の太陽の輝く永遠の御國への招致、不滅の靈魂の救済がある。

公私社会事業施設が組織的に建設されるようになつた。我が国の社会事業界に於ても特に著しい転換がみられ、社会事業法、児童福祉法等の制定、これに伴う国費予算の大巾増額、児童憲章の制定、施設最低基準令の施行、社会福祉事業の科学化論等が次々と展開されて來た。社会保障制度も数年来、専門家の手によつて研究に研究が重ねられて來ている。

さて茲で将来に於ける「幸福なる人類」について予想してみよう。

社会政策に完璧を期して、社会保障施策を限なく敷き、合理化された経済社会が築き上げられ、社会事業家は社会事業の不要になる日を待望しつつ、その使命に邁進したとしても、果してその日が来るであろうか？

人間性の改良されぬ限り貧富の差も、遇不遇の差異も除去することは不可能ではあるまいか。キリストは「貧者は常に汝等と共にある。」(マテオ二十六の十一)と云つてゐる。

物質文明は極度に進歩し、科学の優位を誇示してはいるが、世界の平和、人類の福祉はソ連の打上ける人工衛星にかかつてゐるか？否、「宇宙時代」は全人類の破滅をも意味してはいらないであろうか？

まことに愛を無視した科学は不幸をもたらし、科学を無視した愛は福祉を阻む。

五　そ の 将 来

近代社会状勢の変遷は、従来の姑息隸縛的社會事業では足りりせず、國家社会施策の立場より或は又社会連帶責任の觀念よりして

(聖園女学院高、中、小、幼稚校長)
社会福祉法人聖心愛子会理事)